

広島県告示第九百一号

昭和四十八年広島県告示第七十一号（騒音の規制に関する定め）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

別表第二竹原市の部第四種区域の項中「鉱業専用地域」を「工業専用地域」に改め、同表尾道市の部を次のように改める。

尾道市	
第一種区域	住居専用地域の定めのある地域
第二種区域	住居地域等の定めのある地域
第三種区域	商業地域等の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域
第四種区域	工業地域及び工業専用地域の定めのある地域

別表第二廿日市市の部第一種区域の項中「都市計画法（昭和43年法律第100号）第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域」を「住居専用地域」に、同部第二種区域の項中「都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域」を「住居地域等」に、同部第三種区域の項中「都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域、商業地域又は準工業地域」を「商業地域等」に改め、同部第四種区域の項中「都市計画法第八条第一項第一号に掲げる」を削り、同表備考中「平成十八年三月一日（呉市の地域にあつては平成十七年三月二十日、広島市の地域にあつては平成十七年四月二十五日）を「広島市の地域にあつては平成十七年四月二十五日、呉市の地域にあつては平成十七年三月二十日」に改め、「平成十八年一月十日」の下に「福山市の地域にあつては平成十八年三月一日」を加え、「大竹市の地域にあつては平成十八年三月一日」を削り、「平成十六年十一月一日」を「平成十六年十一月一日」に改める。

附 則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。